平成２７年（フ）第１７４号
金沢市有松３丁目３番14号　ロイヤルコンフォート21　309号
債務者　今井　梨絵
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２９号
長野県伊那市福島428番地
債務者　大矢　晃祥
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第３１号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪5655番地
債務者　唐澤　雪子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第３６号
長野県伊那市美篶9627番地おおとりハイツ下川手101号
債務者　大洞　博史
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第３１７号
熊本市東区秋津１丁目１―126　九州産交秋津寮222号室、住民票上の住所熊本県人吉市合ノ原町1506番地４
債務者　福田　良臣
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４１２号
神戸市灘区深田町１丁目１番22号406
債務者　木原　巳晴（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３９号
神戸市兵庫区門口町１番１号　スカイハイツ兵庫704号
債務者　垣守　成人
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１０号
神奈川県三浦市南下浦町金田1617番地３ウィンザーハイム三浦304
債務者　関谷　　巧
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１１７号
神奈川県横須賀市大津町２丁目10番27―２号
債務者　山口　京子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第６３０号
名古屋市南区鳴浜町７丁目１番地　第２森市ビル205号
債務者　照喜納由美子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１６号
名古屋市守山区金屋１丁目19番20号　レジデンス西村302号、従前の住所札幌市清田区平岡２条３丁目６―12―905
債務者　鈴村　三重（旧姓瀬戸）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５２号
山口市古熊２丁目２―29　202、住民票上の住所山口市吉敷337番地、前住所山口市矢原759番地７
債務者　木村　雅和
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１号
北海道樺戸郡新十津川町字中央12番地109
債務者　鈴木　幹二
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
北海道樺戸郡新十津川町字中央12番地109
債務者　鈴木留美子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
北海道室蘭市常盤町２番９―Ａ402号
債務者　宮崎　杉子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
北海道白老郡白老町大町１丁目７番17号
債務者　住吉　博子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
新潟県胎内市西条602番地63
債務者　中村　猛夫
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部